

【令和 8 年度事業計画書】

○法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する事業

事業内容		該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。		○
情報及び資料の内容	地球温暖化防止の普及活動 ○地球温暖化による気象異変、海洋の異常、温暖化が及ぼす食糧・水の問題、生物多様性への影響、また CO2 削減はエネルギー問題と不可分であることを認識できる最新情報に基づく資料	
収集及び整理の具体的方法	IPCC 第 6 次報告書、環境白書、エネルギー白書等の政府刊行物、身近な生態系等の環境調査、外部セミナーへの参加、外部講師を招いての講演開催等を通して、資料・情報を収集 ○内部研修会の開催により、EC 千葉会員の情報レベルの向上と共有化を行い、資料の整備	
情報等の提供先及び提供方法	提供先：一般市民、小中高校生、大学生、企業、自治体等 提供方法：公開講座の開催、小中高生等への出前授業、市民環境大学等への講師派遣、環境経営（EMS）の企業説明会で講演、各種環境イベントに出展、HP 掲載	

○法第 10 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する事業

事業内容		該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する調査研究（これらに関する政策に係るものを含む。）を行い、及びその成果を提供すること。		○
調査研究の内容	1. 住宅用太陽光発電システム設置の普及 2. 地球温暖化に関する情報調査と発信・啓発 3. プラスチック等の分別と再資源化の啓発 4. 食品ロス削減活動 5. 特定外来種「ナガエツルノゲイトウ」等の課題と対策	
調査研究の具体的方法	1. 太陽光発電システムの効果的な設置方法を助言する 2. 「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」勉強会推進 3. 資源ごみの正しい分別方法の助言および PET の B to B（ボトル to ボトル）への再資源化方法の推進 4. 食品ロス削減および生ごみの排出削減の啓発 5. 手賀沼外来種「ナガエツルノゲイトウ」駆除作業見学	
成果の提供先及び提供方法	1. 太陽光発電システム設置世帯には、更に効果的な運用法、未設置世帯には導入助言として調査結果を提供する。 2. 自治体のパブリックコメントなどに提供 3. 自治体や関係団体および市民への情報提供 4. 自治体や関係団体および市民への情報提供 5. 自治体や関係団体および市民への情報提供	

○法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する事業

事業内容		該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組の手引その他の資料等を作成し、及び提供すること。		○
作成する手引その他の資料等の内容	1.環境保全の啓発のため手引き・テキスト・小冊子等の改訂と実験機材 ◦保有する展示資料テーマ：EC 千葉の活動案内、環境経営（EMS）推進、地球温暖化防止、廃棄物削減、生活排水と浄化槽管理、生物多様性の危機、指標生物による水質調査結果、自然観察結果等の改訂 ◦小冊子テーマ：浄化槽管理の改訂 2.環境教育テキスト ◦保有する高校生向けの環境学習テキスト（15 テーマ）、環境学習地域教材テキスト（7 テーマ）出前授業の実績テーマなど計 31 テーマ ◦市民向け生活排水と浄化槽管理	
手引その他の資料等の具体的な作成方法	1.千葉県内及び ECU 等、環境に関する啓発目的の行事に積極的に参画し、入場者へのアンケート等を基に改訂内容検討と新規テーマ選定 2.環境教育テキストの整備 今年度の特記事項は、地球温暖化防止に関する既存テキストの見直しとブラッシュアップに重点を置く	
手引その他の資料等の提供先及び提供方法	1.各種イベント会場で、展示と配布 ◦提供方法：エコメッセちば 2025 等の県や各市等の環境関連イベントへの参加と展示、小冊子配布 ◦提供先：一般市民 2.環境教育テキストの整備 ◦提供方法と提供先：高校、高等専門学校、市民大学等での出前授業や講演会での活用と HP での公開	

○法第 10 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する事業

事業内容		該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関し、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。		○
想定される照会及び相談等の具体的内容	1. 生活排水対策および浄化槽の適正管理に関する講習会への講師派遣や展示会参加、HP での浄化槽管理方法に関する相談 2. 中小企業の環境経営システム(EMS)支援。県内の主に中小企業からエコアクション 21、ISO14001 等の EMS 導入指導又は活動改善依頼、EMS 普及のための企業向け講習会開催 3. 家庭エコ診断制度に基づく、省エネ相談の対応として、「うちエコ診断」業務の実施。	
照会及び相談への具体的な対応方針	1. 平成 25 年度よりの継続事業として実施、県水質保全課等との連携強化と講義内容、実験項目やテキストのブラッシュアップ推進 2. 当協議会の継続的事业であり、EA21 審査員、ISO14001 審査員を中心に、EA21 地域事務局千葉県環境財団、千葉商工会議所と協働で中小企業の環境経営を推進支援 ◦EA21 普及セミナーの開催：8 月（EA21 地域事務局との共催） ◦ISO 内部監査員養成講座開催：6 月に各 2 日間、および 11 月に 2 回開催し各 2 日間。 ◦企業環境セミナーの開催：10 月（千葉商工会議所との共催） 3. JCCCA を通し、うちエコ診断実施機関に登録し、自治体と協働でうちエコ診断業務の実施。	
照会及び相談の受付方法	1. 当会組織の水環境対策センターを窓口として受け付け・実施 2. 当会組織の EMS 支援センターを窓口とし、コンサルタント派遣や講習会参加勧誘 3. 当会の HP 及び自治体の広報を通して、うちエコ診断受診者を募集・勧誘	

○法第 10 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する事業

事業内容	該当
環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行うに当たって必要な指導者等のあっせん又は紹介を行うこと。	○
あっせん又は紹介が可能な指導者等	当環境カウンセラー千葉県協議会会員の殆どが、市民部門あるいは事業者部門（両部門の者も）の環境カウンセラーとしての有資格者であり、エコ検定合格者も数多くいる。会員自身が、多様で多面的環境保全活動や環境教育での専門家あるいは指導者としての役割が果たせる。 ◦ECU にも所属しており、県内だけでなく、全国組織との連携や協働が可能である。 ◦環境経営（EMS）に関しては、会員内に 20 名以上の EA21 審査員、ISO14001 審査員が所属していて、EMS 支援で活躍している。 ◦専門的な分野では、複数名の教員免許の保持者、元大学教授（理工系）、技術士、エネルギー管理士、測量士、造園管理士、公害防止管理者、浄化槽管理士等の専門家が会員にいますので、専門的な環境教育が可能である。 ◦会員は、社会あるいは企業等組織での永年の経験と実績を有しているため、協働事業や環境教育での組織運営能力が高いと自負している。JICA などでの海外経験の豊富な会員も多数いる。 ◦また、その豊富な社会経験から現在も国内や海外の組織や学会に所属する人があり、広い範囲の横断的な情報と人脈による協働が可能である。
あっせん又は紹介の具体的方法	計画例： ・千葉県総合教育センターとの協働テーマの企画及び指導者派遣 ・千葉市教育委員会との協働テーマの企画及び指導者派遣 ◦EA21 地域事務局千葉県環境財団への専門家派遣及び EA21 普及セミナーへの講師派遣と外部講師の選定・推薦 ◦県主催の浄化槽講習会あるいは浄化槽関連団体のイベントへの講師派遣 ◦市などが主催の講演会への講師紹介（船橋市他） ◦千葉市等の環境審議会等への委員推薦
あっせん又は紹介に関する依頼等の受付方法	◦原則として事務局が受け付け窓口であるが、継続的事業等では当会組織の各センターが受け付ける場合もある。

【令和 8 年度年間計画】

令和 8 年度活動予定表	
実施日	実施内容
4 月～3 月	◎法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する事業 [環境保全活動への情報収集と成果提供] ・相互研修「市民大学と船橋の魅力」ほか（講師；当会理事、他） ・EMS 支援センター連絡会前に都度研修会を開催。 課題は「走る発電所」ほか（講師；当会理事、他） ・「いんざい環境フェスタ 2026」への参加 ・「第 29 回ふなばし環境フェア」への参加 ・施設見学会「榎常磐植物化学研究所」 ・「エコメッセちば 2026」への参加 ・「いちかわ環境フェア 2026」への参加
4 月～3 月	
6 月 6 日	
6 月 20 日	
9 月 16 日	
10 月 18 日	
12 月 5 日	
5 月～12 月	◎法第 10 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する事業 [環境保全活動への調査研究と成果提供] ・植生・水環境、地質・人間との関わり等の資料を収集し調査 (環境保全・生態系の観察と研修実施、広報誌・HPに掲載し啓発) ・そーらシェアリング講演会参加と会員への検討 ・自然保護と開発の進め方に関する調査研究としての自然観察会 ・災害時の停電対策としての住宅用太陽光発電の性能及び活用方法についての調査（会員間にて情報共有化、理解向上）
5 月～12 月	
6 月～12 月	
8 月～10 月	

4 月～3 月 4 月～3 月 4 月～3 月	◎法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する事業 [環境保全啓発への資料作成と提供] ・「水環境体験教室」のパワーポイントおよび講習会用のテキスト更新 ・ ISO14001, ISO9001 内部監査員養成講座用のテキスト改訂 ・ 環境保全イベント用に資料作成、展示と実演および講演により提供 ○「環境フェア・フェスティバル」 (千葉市、浦安市、船橋市、鎌ヶ谷市、印西市、君津市、他) ○「食品ロスについて」(市原市、茂原市、白井市、他)
4 月～3 月 5 月～3 月 6 月 22 日 6 月 6 月 7 月～1 月 8 月 26 日 10 月 18 日 10 月 22 日 11 月 11 月 12 月 5 日 未定 5 月～2 月 通年 通年	◎法第 10 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する事業 [環境保全活動への環境学習、講習会、相談会等の実施] ・ 中小企業の環境経営 (EMS) 支援 ・ 生ごみの排出削減の啓発 ・ 白井市環境学習講演会 (廃棄物対策センター) ○ISO14001 内部監査員養成講座開催 ○ISO9001 内部監査員養成講座開催 ・ ISO 取得・維持の支援 (他団体主催セミナーへの講師派遣) ・ EA21(エコアクション 21) 普及セミナーの開催 ・ 「エコメッセちば 2025」 会場出展参加 ・ 企業環境セミナー開催 ○ISO14001 内部監査員養成講座開催 ○ISO9001 内部監査員養成講座開催 ・ いちかわ環境フェア出展 プラスチック等の資源ごみの正しい分別方法の啓発 ・ 浄化槽講習会開催について千葉県水質保全課と協働 (成田市、東金市、白井市、他) ・ 環境省認定「うちエコ診断」実施 (うちエコ診断士 4 人) (千葉市地球温暖化対策地域協議会主催) ・ 省エネルギー診断活動 ・ 食品ロス削減活動

	◎法第 10 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する事業 [環境保全活動へ指導者等の斡旋、紹介]
4 月～3 月	・エコアクション 21 特別基礎地域事務局千葉県環境財団への派遣
5 月 28 日	・市原市八幡総合市民センター講座への講師派遣
6 月 10 日	・市原市市津公民館講座への講師派遣
6 月 23 日	・鎌ヶ谷市立南部小学校「水環境体験教室」への講師派遣
6 月 30 日	・千葉市磯辺公民館講座への講師派遣
7 月 7 日	・市川市立宮田小学校「水環境体験教室」への講師派遣
7 月 10 日	・船橋市立豊富小学校「水環境体験教室」への講師派遣
7 月 10 日	・市原市姉崎公民館への講師派遣
7 月 11 日	・佐倉市志津公民館講座への講師派遣
8 月	・市原市民大学(環境コース)への講師派遣
9 月 9 日	・船橋市立金杉小学校「水環境体験教室」への講師派遣
9 月 14 日	・船橋市立金杉台小学校「水環境体験教室」への講師派遣
9 月 18 日	・千葉県環境保全センター浄化槽講習会(成田)への講師派遣
10 月	・市原市役所 職員研修への講師派遣
未定	・野田市立南部小学校「水環境体験教室」への講師派遣